令和3年3月3日改訂 令和2年10月15日改訂 令和2年8月21日

理事(教育・学生担当) 山 下 宗 利

## 本庄地区サークル活動の再開における留意事項

1月14日より福岡県に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、サークル活動及び 関連施設の利用を原則禁止していましたが、緊急事態宣言が解除されたことから、3月 3日以降、感染症対策が徹底できたサークルから、制限を付けた上で活動及び施設の利 用の再開を認めることとします。

しかし現在の状況から判断すると、再び感染者が発生した場合にはクラスターが発生 する危険性が以前にも増して大きいことから、感染症対策が徹底していないと判断した サークルについては、再度活動を禁止します。

活動に際しての具体的な制限については下記のとおりとしますが、各サークルは各競技団体のガイドラインも参照し、「サークル活動再開に向けた活動計画書」を作成・提出し感染症対策を徹底して活動を行ってください。

再開に当たっては上記計画書を提出した各サークルに許可証を発行します。3月4日 以降に学生生活課窓口にて配布しますが、混雑を避けるため、受け取りに来る際には必 ず事前に下記連絡先まで電話連絡をしてください。

※医学部は医学部の方針に準じてください

## ●引き続き禁止する事項

- ① いわゆる3密(密閉・密集・密接)の環境における活動
- ② 体調不良者の活動
- ③ 歓迎会等を含むコンパ (マスク会食・黙食を除く)
- ④ 佐賀県が移動制限地域を発表した場合、その対象地域での活動

## ●活動の際の留意事項

- ① 活動の際には、毎回「課外活動参加者チェック表」(以下チェック表)に記録をとり、 週に1回学生生活課に必ず提出すること。
- ② チェック表記入のために密集しないよう注意すること。
- ③ 監督・講師・コーチ・顧問等の立ち合いを条件とするが、立ち合いが難しい場合に

は開始時・終了時に電話・メール・LINE 等で必ず監督等に報告を行うこと。

- ④ 学外からの指導者は、活動に不可欠な場合には一緒に活動することを認める。ただし、チェック表に必ず記録をとること。
- ⑤ 活動参加者はチェック表に体温、体調不良の有無を記録し、体調不良の場合や、同居者に風邪等の症状がみられる場合には活動に参加しないこと。
- ⑥ 活動時間は、団体につき1日2時間を目途とすること。
- ⑦接触及び接近を伴う練習は避けること。
- ⑧ 飲料水の回し飲み、タオルの共用等は避けること。
- ⑨ 部室・更衣室・シャワー設備の利用は、3密とならないよう十分注意すること。
- ⑩ 活動の前後、帰宅後の手洗い・うがいを必ず行うこと。
- ⑪ 施設や用具について、使用前後に手の触れる箇所を適宜消毒すること。
- ② 屋内施設では最低2か所以上の窓等を開放して換気を行うこと。活動の性質上、どうしても開放が難しい場合には、定期的に十分に換気を行うこと。
- ③ 学外施設を利用する際には、当該施設のルールに従い、許諾を得ること。
- ④ 練習中の競技ごとの詳細な注意点については、各競技団体のガイドラインを準拠すること。
- ⑤ サークル構成員が、新型コロナウイルスに対するリスク管理として活動に不参加と することを妨げないよう配慮すること。
- ⑥ 感染者が発生したサークルにおいては、当該サークル活動は当面の間禁止とする。
- ⑰ 上記の⑯において、濃厚接触者に該当する構成員は保健所の指示に従った行動をとること。
- (8) 宿泊施設については、日本旅館協会等が定めるガイドラインに対応した施設に限る こと。

## ●大会イベント参加及び開催に向けた判断基準

- ① 全国的かつ大規模なスポーツイベントの参加・開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期すること。
- ② 国の緊急事態宣言、佐賀県または隣県の知事要請等による「県境移動自粛」の発出 がないことを大会イベント開催の基準とすること。
- ③ 大会イベント等の開催自治体ないし会場施設が使用制限中でないことを大会イベント開催の基準とすること。
- ④ 大会イベント参加者・チームメンバーが2週間以上にわたる健康かつ練習活動の継続を有することを大会イベント参加の基準とすること。
- ⑤ 大会イベント参加当日以降も健康チェックを欠かさず、三つの密を回避し、感染拡大予防ガイドライン等を遵守すること。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、再度活動を禁止する場合もあります。佐賀大学のホームページ等の通知に注意してください。

担当:学務部学生生活課課外·生活支援係 佐藤·本村

TEL: 0952-28-8167

Mail: kagai@mail.admin.saga-u.ac.jp